

令和 6 年第 1 0 回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(令和 6 年 1 0 月 2 9 日)

召集年月日 令和6年10月29日（火）

召集の場所 おおい町役場正庁ホール

開会 令和6年10月29日 午後4時00分

閉会 令和6年10月29日 午後4時46分

出席委員（11名）

2番	松尾豊（会長）	3番	渡邊典子	4番	岩崎誠一
5番	桑田一広	6番	森和哉	7番	谷口新市
8番	松尾光繁	9番	松井厚雄（職務代理）	10番	早川直助
13番	古池洋子	14番	國久博一		

欠席委員（3名）

1番	細川正博	11番	塩野鐘吉	12番	小原悟
----	------	-----	------	-----	-----

出席事務局

局長	小西守	次長	門野幸文	書記	木村光宏
					中塚淳子

提出議案

議案第33号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について

議案第34号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について

議案第35号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について

議案第36号 町営土地改良事業（名田庄口坂本地区）における換地計画認定について

議案第37号 地籍調査事業実施区域における土地の地目変更認定
について

局 長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、令和6年第10回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に
1番 細川委員、11番 塩野委員、12番 小原委員の
3名より欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいておりま
す5議案を予定しております。

それでは開会にあたりまして、会長から開会のあいさつ
をいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会 長

本日は、令和6年第10回おおい町農業委員会を招集さ
せて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、
ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いた
だきますようよろしくお願い申し上げます。

局 長

ありがとうございました。このあとの議事進行につつま
しては、おおい町農業委員会会議規則第4条で会長が議長
にあたることと規定されていますので、議事進行をよろし
くお願いいたします。

[開 会]
議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、11名でございまして、おおい町農
業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたしま
す。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせ
て頂きます。

[日程 1]

議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります
が、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでし
ょうか。

(異議なし)

議 長

それでは 5番 桑田委員さんと 14番 國久委員さ
んを指名いたします。

[日程 2]

議 長 日程 2 議案第 33 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題といたします。議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長 はい、議長。
議案第 33 号は、〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地について、〇〇の〇〇〇〇〇〇氏に所有権を移転する申請でございます。詳細は書記に説明させます。

中塚書記 はい、議長。
(議案第 33 号資料説明)
申請地は、譲受人の自宅近くにある農地で、現在畑として管理されており、譲受人である〇〇氏が畑として使用される計画です。
許可基準は資料 3 ページのとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしております。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

桑田委員 はい、議長。
こちらは 22 日に松尾委員と現地を確認いたしました。
事務局説明のとおり、申請地は譲受人の自宅近くにある農地であり、〇〇氏が営農できると確認しましたので、所有権移転は問題ないものと判断いたします。

議 長 ご報告ありがとうございます。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第 33 号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成全員でございますので、日程 2 議案第 3 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定いたします。

[日程 3]

議 長 日程 3 議案第 3 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題といたします。議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長 はい、議長。
議案第 3 4 号は、〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地について、〇〇の〇〇〇〇氏に所有権を移転する申請でございます。詳細は書記に説明させます。

中塚書記 はい、議長。
(議案第 3 4 号資料説明)
申請地は、譲受人の〇〇の自宅横にある農地で、現在畑として管理されており、譲受人である〇〇氏が畑として使用される計画です。
許可基準は資料 6 ページのとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしております。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

桑田委員 はい、議長。
こちら 22 日に松尾委員と現地を確認いたしました。
事務局説明のとおり、申請地は譲受人の〇〇の自宅横にある農地であり、〇〇氏が営農できると確認しましたので、所有権移転は問題ないものと判断いたします。

議長 ご報告ありがとうございました。
 ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告
 がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

（意見・質問なし）

議長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第 3 4 号につ
 いて、賛成の方の挙手を求めます。
 （全員挙手）

議長 賛成全員でございますので、日程 3 議案第 3 4 号 農
 地法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権移転許可申請
 審議については、原案どおり許可するものと決定いたしま
 す。

〔日程 4〕

議長 日程 4 議案第 3 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定によ
 る農地の所有権移転許可申請審議について を議題といた
 します。議案の内容について事務局から説明をお願いします
 す。

局長 はい、議長。
 議案第 3 5 号は、〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地につ
 いて、同じく〇〇の〇〇〇〇氏に所有権を移転する申請で
 ございます。詳細は書記に説明させます。

中塚書記 はい、議長。
 （議案第 3 5 号資料説明）
 申請地は自宅近くにある農地で、現在田として管理され
 ており、譲受人である〇〇〇〇氏が田として使用される計
 画です。
 許可基準は資料 9 ページのとおり農地法第 3 条第 2 項
 各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしており
 ます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件に
 つきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりま
 すのでご報告願います。

桑田委員 はい、議長。
 こちらも２２日に松尾委員と現地を確認いたしました。
 事務局説明のとおり、申請地は自宅近くにある農地であり、〇〇である〇〇〇〇氏が営農できると確認しましたので、所有権移転は問題ないものと判断いたします。

議 長 ご報告ありがとうございました。
 ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

松井委員 相続ではなくて所有権移転ということはご存命なのか。

中塚書記 はい、〇〇〇〇氏はご存命です。元気なうちに贈与したいということで今回の申請に至りました。

松井委員 生前に贈与となると、所有権移転になるのか。

中塚書記 はい、その通りです。

議 長 他にご意見、ご質問がないようですので、議案第３５号について、賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長 賛成全員でございますので、日程４ 議案第３５号 農地法第３条第１項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定いたします。

〔日程 ５〕

議 長 日程５ 議案第３６号 町営土地改良事業（名田庄口坂本地区）における換地計画認定について を議題といたします。

 議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長 はい、議長。
 議案第３６号は、町営土地改良事業（名田庄口坂本地区）において、土地改良法に基づく換地計画を定めるにあ

たり、おおい町長より認定について農業委員会に同意を求められたものであります。

詳細は書記に説明させます。

中塚書記

はい、議長。

（議案第３６号朗読）

お手元の資料１３ページをご覧ください。

今回の換地計画では、赤に着色しています名田庄口坂本第〇〇号と第〇〇号が対象となります。

ページ戻りまして資料１２ページをご覧ください。

換地計画の対象となる所有者は、〇〇〇と〇〇〇〇を含め〇〇名です。

また、筆数は従前が２０筆、換地後は１５筆になる計画です。

換地後の面積につきましては、従前と同じ８，６７８㎡となります。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、ご報告願います。

桑田委員

はい、議長。

こちら２２日に松尾委員と現地を確認いたしました。

確認した結果、換地計画に基づき区画整理がされており、同意できるものと判断いたしました。

議 長

ご報告ありがとうございました。

ただ今、事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

松井委員

換地計画とは何ですか。

次 長

土地改良事業を実施するにあたりまして、区域を定めて区域の中で従前の土地を区画整理した後、どのように割り当てていくかという計画を作るものでございます。

松井委員

土地の面積で割り振るのか、金額で割り振るのか。

次 長

減歩率を掛けまして一律に面積を求める方法と、土地を

不要とされる方についてはお金で精算する方法があります。
面積が増える人はお金を払う、面積が減る人はお金をもらう
ということで精算します。

松井委員 精算金は土地の地価によるものか。

局 長 地権者によります土地の評価を関係者で行い、区域内で
決定するもので、それが地価になるというものではござい
ません。

議 長 他にご意見、ご質問がないようですので、議案第 3 6 号
について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成全員でございますので、日程 5 議案第 3 6 号 町
営土地改良事業（名田庄口坂本地区）における換地計画認
定については、原案どおり同意するものといたします。

〔日程 6〕

議 長 日程 6 議案第 3 7 号 地籍調査事業実施区域における
土地の地目変更認定について を議題といたします。
議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長 はい、議長。
議案第 3 7 号は、町が地籍調査を行い、その成果を現況
の地目で登記するにあたり、おおい町長より地目変更の認
定について農業委員会に同意を求められたものであります。
今回の調査箇所は名田庄出合地籍となっております。詳
細は書記に説明させます。

中塚書記 はい、議長。
（議案第 3 7 号朗読）
今回の地目変更は、名田庄出合地籍です。
資料 1 5 ページをご覧ください。名田庄出合地籍では、
農地から農地以外に変わるものが 4 7 筆 6 , 1 8 9 m²、
です。
資料 2 0 ページ以降の航空写真の対象地に囲み線を記載

しておりますが、赤色は農地から農地以外に変わるものでございます。

なお、町が地籍調査事業により農地を農地以外の地目に変更する場合の基準は、町と農業委員会との取り決めにより、「農振農用地区域外で、かつ、現況が農地以外になっている場合に限り」としております。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、ご報告願います。

桑田委員 はい、議長。
 こちらで22日に松尾委員と現地を確認いたしました。
 確認した結果、地籍調査の成果に同意できるものと判断いたしました。

議 長 ご報告ありがとうございました。
 ただ今、事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

國久委員 赤枠以外の箇所はどんな地目になっているのか。

次 長 赤枠は今回農地から農地以外となった箇所です。それ以外の箇所は既に農地以外の地目になっているところです。

議 長 他にご意見、ご質問がないようですので、議案第37号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成全員でございますので、日程6 議案第37号 地籍調査事業実施区域における土地の地目変更認定については、原案どおり同意するものといたします。

議 長 それでは、これをもちまして上程した全ての日程を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。